



宮 崎 県 公 報

平成20年11月20日（木曜日） 第 2035 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……（行政経営課）	1	○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課）
○宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……（ " ）	1	公 告
告 示		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見（3件）……………（商業支援課）
○有害興行の指定……………（こども家庭課）	2	○土地改良区の役員の退任の届出（2件）……………（農村整備課）
○民有林の保安林の指定の解除……………（自然環境課）	3	○入札公告……………
○保安林の指定予定の通知（2件）……………（ " ）	3	○落札者等の公告……………
○民有林の保安林の指定予定（2件）……………（ " ）	3	選挙管理委員会告示
○道路の区域の変更（4件）……………（道路保全課）	4	○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3 分の1の数……………
○道路の供用の開始（4件）……………（ " ）	4	○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分 の1の数……………

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第65号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
県税・総 務事務所 長	1 [略]	県税・総 務事務所 長	1 [略]
	2 旅券法（昭和26年法律第 267号）による次の 事務（宮崎県税・総務事務所及び日向県税・総 務事務所を除く。） （1）～（13） [略]		2 旅券法（昭和26年法律第 267号）による次の 事務（宮崎県税・総務事務所を除く。） （1）～（13） [略]
	3 旅券法施行令（平成元年政令第 122号）第 4 条第 1 項第 6 号の規定による書面の交付に関す ること（宮崎県税・総務事務所及び日向県税・ 総務事務所を除く。）。		3 旅券法施行令（平成元年政令第 122号）第 4 条第 1 項第 6 号の規定による書面の交付に関す ること（宮崎県税・総務事務所を除く。）。
	4・5 [略]		4・5 [略]
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成20年12月15日から施行する。

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第66号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則（平成10年宮崎県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(所掌事務) 第89条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] (16) 一般旅券の発給の申請の受付等に関すること（宮崎県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所を除く。）。 (17)～(25) [略] (分掌事務) 第91条 [略] 2・3 [略] 4 前条に規定する小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 総務事務センター (1)～(4) [略] (5) 一般旅券の発給の申請の受付等に関すること（ <u>日向県税・総務事務所を除く。</u> ）。	(所掌事務) 第89条 県税・総務事務所の所掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] (16) 一般旅券の発給の申請の受付等に関すること（宮崎県税・総務事務所を除く。）。 (17)～(25) [略] (分掌事務) 第91条 [略] 2・3 [略] 4 前条に規定する小林県税・総務事務所、高鍋県税・総務事務所及び日向県税・総務事務所の各課の分掌事務は、次のとおりとする。 [略] 総務事務センター (1)～(4) [略] (5) 一般旅券の発給の申請の受付等に関すること。

附 則

この規則は、平成20年12月15日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 871号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	種類	題 名	制作・配給会社名	指定年月日
20年-57	映画	如何にも不倫、されど不倫	新日本映像	平成20年11月11日
20 -58	映画	セックス・イズ・ゼロ 2	エスピーオー	
20 -59	映画	したがるかあさん 若い肌の火照り	新東宝映画	
20 -60	映画	痴漢電車 しのは指は夢気分	オーピー映画	
20 -61	映画	宮女（クンニョ）	エスピーオー	
20 -62	映画	寝取られ男のラブバカンス	東宝東和	
20 -63	映画	人妻悲恋 巨乳みだれ泣く	オーピー映画	
20 -64	映画	新日本映像ニュース <如何にも不倫、されど不倫>	新日本映像	
20 -65	映画	Mの呪縛	新東宝映画	

20	—66	映画	祇園エロ慕情 うぶ肌がくねる夜	オーピー映画
20	—67	映画	エッチな襦袢 濡れ狂う太もも	オーピー映画
20	—68	映画	Mの呪縛 予告編	新東宝映画
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 872号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所
宮崎市大字加江田字嶺崎4910（次の図に示す部分に限る。）
- 2 民有林の保安林として指定された目的 潮害防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 873号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字三挺弓2825－3・2825－4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 874号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字権現山乙3306－1から乙3306－3まで、乙3310、乙3311－3、乙3311－4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 875号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡門川町大字川内字貝ノ木6010
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに門川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 876号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町西郷区山三ヶ字木浦3615－1、3615－3、諸塚村大字七ツ山字方川 991－4
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに関係町村役場に備えて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 877号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月20日から平成20年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字細江字細江田1171番1地先から同市同大字同字1162番1地先まで	旧	8.5 ~ 8.7	109.6
				新	12.6 ~ 13.0	109.6

宮崎県告示第 878号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月20日から平成20年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字細江字細江田1216番4地先から同市同大字同字1216番4地先まで	旧	7.8 ~ 8.1	18.7
				新	11.0 ~ 12.6	18.7

宮崎県告示第 879号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月20日から平成20年12月4日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字細江字平田2319番5地先から同市同大字字北ノ迫1715番4地先まで	旧	8.1 ~ 10.2	62.0
				新	11.4 ~ 18.8	62.0

宮崎県告示第 880号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年11月20日から平成20年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字浮田字柳迫1365番1地先から同市同大字同字1364番3地先まで	旧	11.5 ~ 32.5	64.7
				新	14.8 ~ 35.4	64.7

宮崎県告示第 881号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月20日から平成20年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字細江字細江田1171番1地先から同市同大字同字1162番1地先まで	平成20年11月20日

宮崎県告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月20日から平成20年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字細江字細江田1216番4地先から同市同大字同字1216番4地先まで	平成20年11月20日

宮崎県告示第883号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月20日から平成20年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字細江字平田2319番5地先から同市同大字字北ノ迫1715番4地先まで	平成20年11月20日

宮崎県告示第884号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成20年11月20日から平成20年12月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
370	県道	細江浮田線	宮崎市大字	平成20年11月20日

田線

浮田字柳迫
1365番1地
先から同市
同大字同字
1364番3地
先まで

宮崎県告示第885号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要(メートル)		指 定年月日
			幅員	延長	
(小林)20-8	宇都 求	小林市大字堤字三本松2380番4、2380番9、2381番2	6.00	55.86	平成20年10月27日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン都城ショッピングセンター
都城市早鈴町1990番地
- 意見の概要
当該店舗の代表者変更に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第4条により指針を満たしている
ので、意見を有しない。
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成20年11月20日から平成20年12月22日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
都城ショッピングセンター
都城市千町4351-2 外
- 意見の概要

当該店舗の代表者変更に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により指針を満たしているため、意見を有しない。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年11月20日から平成20年12月22日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したため、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くらし館都北店
都城市都北町5980番地 外 9 筆

2 意見の概要

当該店舗の代表者変更に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により指針を満たしているため、意見を有しない。

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成20年11月20日から平成20年12月22日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南田土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	松 浦 照 男	宮崎市佐土原町下那珂 10790番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高城東水流土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	田 畑 洋 昭	都城市高城町穂満坊 366番地

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 D N S サーバ機器等一式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による

(3) 契約期間 平成21年 3 月 1 日から平成26年 2 月28日まで

(4) 納入場所 仕様書による

(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成20年宮崎県告示第 798号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種のうち、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）若しくはその他であること。

イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者で

あること。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号 郵便番号880-8509
電話番号0985 (31) 0110

イ 提出期限 平成20年12月19日(金)午後 5 時

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成20年11月20日から平成21年 1 月 6 日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 平成20年11月20日から平成20年12月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室

(2) 日時 平成20年12月 3 日(水)午後 1 時

7 入札及び開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102会議室

(2) 日時 平成21年 1 月 7 日(水)午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第 2 号)第 100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:
DNS server System, Iset

(2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 7 Jan, 2009

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0 985-31-0110

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成20年11月20日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 随意契約に係る調達件名及び数量

宮崎県警察本部庁舎(附属棟を含む。)で使用する電気

2 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年 9 月19日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

九州電力株式会社宮崎営業所

宮崎市橋通西四丁目 2 番23号

5 随意契約に係る契約金額

59,109,451円

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令第 167条の 2 第 1 項第 8 号該当

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第 1 項及び第75条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに同法第 76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成20年11月10日現在次のとおりである。

平成20年11月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数

18,755人

選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)

222,953人

宮崎県選挙管理委員会告示第46号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成20年11月10日現在次のとおりである。

平成20年11月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

東諸県郡選挙区

8,111人